

新見市立野馳小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・現在，本校では，友だちと良好な関係を保つことができる児童が多い。しかし，一人になりやすい児童，友だちとトラブルになりやすい児童，登校しぶりをする児童等，コミュニケーション能力の未熟さや，心に不安を抱えている等，経過観察や継続した支援を必要とする児童も見られる。職員・保護者・地域関係機関が密に連絡を取り協力し合いながら，未然防止に向けた積極的な取組をより推進していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するために，全教職員が参画し，それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・いじめの未然防止に向け，学校が子どもたちにとって居心地のよい場所となるよう「あいさつ」「掃除」「けじめ」を中心とした生活指導を行い，落ち着いた学校づくりを進める。また，子どもたちが自己肯定感や自己有用感を感じることができるよう「分かる・できる」授業づくりや，特別活動の一層の充実を進めていく。
 - ・いじめの早期発見のために，実態把握アンケートを休み明けに，ふり返りカードを教育相談前に実施し，アンケートやふり返りカードの結果が，その後の児童の生活の改善に生かされるようにする。
- ＜重点となる取組＞
- ・児童の言動やアンケート結果等から，人間関係やその変化の把握に努める。掴んだ情報は，児童理解（職員会議），職員朝礼，終礼等で職員間の共通理解を図り，全教職員で指導に当たるようにする。
 - ・ネット上あるいは SNS 等によるいじめを防止するために，情報機器の利便性とともにより，情報を発信する責任を自覚し，適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を，各学年において1時間以上行う。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・学校いじめ問題対策基本方針をPTA総会で説明し，学校のいじめに対する取組について保護者の理解を得るとともに，PTA教育研修部と連携し，教育講演会や座談会等，いじめ問題についての意見交換の場を設定し，取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会の協力を得て，児童の学校外での生活に関する見守りや，情報提供の依頼を行い，いじめの早期発見に努める。
- ・学校便りや学校ホームページに，いじめ問題の各種相談窓口や，学校の教育相談窓口を掲載し，活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

- ・基本方針に基づく取組の実施や，年間計画の作成，実行・検証・修正の中核，相談窓口，発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

- ・年3回開催

＜構成メンバー＞

- ・校長，教頭，生徒指導主事，教務主任，養護教諭等，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，PTA会長

＜緊急対策委員会の内容の教職員への伝達＞

- ・緊急性のある内容については，直ちに行う。その他は，職員終礼などで行う。

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・県教育委員会
- ・新見市教育委員会
- ・新見警察署

＜連携の内容＞

- ・定期的な情報交換
- ・情報モラルに関する授業
- ・ネットパトロールによる監視

＜学校側の窓口＞

- ・教頭，生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>◎ ネット上あるいはSNS等によるいじめに対処できる能力や態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット上あるいは SNS 等によるいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。 <p>○ 教員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修を充実させ、教職員の指導力の向上を図る。 <p>○ 児童会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめを考える週間」及び人権週間において、運営委員の児童が中心となり人権集会を行い、人権意識を高めることができるようにする。 <p>○ 落ち着いた学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「あいさつ」「けじめ」「掃除」を中心とした生活指導を行い、落ち着いた学校生活を送ることができるようにする。 ・ 心身の支援が必要な児童に対して、粘り強く指導や支援を行う。 <p>○ 自己肯定感・自己有用感を感じることができる工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や自己有用感を感じる学校づくりを進める。
② 早期発見	<p>◎ 定期的なアンケート調査等の実施による実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の個別の教育相談を行う。また、保護者個別懇談を活用し、児童の生活の様子を十分に把握して、いじめの早期発見を図る。 <p>○ 相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>○ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の気になる変化や行為があった場合、職員終礼等を利用し、教職員間で早急に情報共有を行う。 <p>○ 家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から、保護者とのよりよい人間関係づくりに努める。連絡帳や電話、懇談等を利用して、学校や家庭での児童の様子について情報交換を密に行い、いじめの早期発見につながるようにする。
③ いじめへの対処	<p>◎ 教職員の組織的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、速やかにいじめ対策委員会を開催し、事実の共有化を図るとともに、対応方針を確認し、行動計画について共通理解を行う。 <p>○ 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの事案が確認された場合には、校内で組織的な対応に当たるとともに、教育委員会へ報告し指導を受ける。また、状況に応じて警察等関係機関へ相談し、連携して対処する。 <p>○ 保護者への支援・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童の保護者には、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。いじめた児童の保護者には、事実に対する保護者の理解や納得を促し、協力を得ながら、児童が健全な人間関係を育む事ができるように支援する。また、その他の保護者には、全体会等において、いじめの概要や指導の経緯等を伝え、児童の健全な人間関係の再構築に向けて、協力を得られるようにする。 <p>○ 再発防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童を含む関係児童に対しては、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。また、再発防止のために、いじめ防止の取組を検証・修正し、日常的に取組む内容を再検討する。それらを計画的に進めることで、いじめのない学校づくりの取組を強化していく。